

(様式第1号)

境界確定申請書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

申請者 住所

氏名

電話

実印

下記の申請地と高槻市都市創造部管理課所管の土地との境界が不明ですから、境界確定の申請を行います。

申請地	高槻市
申請の目的	
代行者	住所 氏名 (担当者) 連絡先

(※ 裏面記載の注意事項を確認のうえ必要書類を添付して提出してください。)

(様式第1号)

【添付書類】

	必要書類	備考
1	委任状 (様式第2号)	申請者に代わって事務を代行する場合に必要。
2	本人確認書類 (原本)	申請者が個人⇒印鑑登録証明書 申請者が法人⇒印鑑証明書及び代表者事項証明書
3	位置図	申請地付近の見取り図。
4	法務局備付の地籍図 (公図)	写し可。申請地及び周囲の地番が記載されたもの。複数枚にわたる場合は合成図が必要。
5	登記事項証明書 (原本)	申請地の登記事項証明書。
6	土地調書	申請地、隣接地及び対側地のもの。(別紙記載例参照)
7	現況実測平面図及び横断面図	平面図 (1/250 以上) 横断面図 (1/100 以上)
8	その他、市長が必要と認める書類	①住民票 (戸籍附表) の写し ②戸籍謄本 (抄本) の写し ③遺産分割協議書の写し ④相続関係説明図 ⑤土地沿革調書 ⑥地積測量図の写し 等

(※上記のうち、写しを提出される場合は作成日を記載してください。)

【注意事項】

- (1) 添付書類 (謄本・抄本)、証明書は発行日より3ヶ月以内のものを添付してください。
- (2) 申請日より1年を経過しても立会が成立しない場合や、立会日より6ヶ月経過しても境界確定図の提出がない場合は申請書を返戻します。
- (3) 氏名や住所等が登記簿記載のものと異なる場合は、沿革が確認できる資料を添付してください。
- (4) 既明示及び地積測量図を協議の参考とする場合は、現地立会までに復元してください。
- (5) 樹木等で現場の見通しが困難な場合は、現地立会までに障害物を除却してください。
- (6) その他、高槻市境界確定事務取扱要領を参照し、不明な点や協議が必要な点があれば担当者に確認してください。